

はまゆう会館自家用電気工作物保守管理業務仕様書

1 対象

横須賀市はまゆう会館

横須賀市衣笠栄町 1 丁目 4 7 番地

2 内容

上記施設「電気保安規定」に基づく、自家用電気設備の保守点検

3 業務内容

ア 月次点検（毎月 1 回）

- （１） 受電盤の電圧・電流等を測定
- （２） 電力量計の検針。
- （３） 各バンクの電圧・電流を測定
- （４） 受配電設備の点検を実施
- （５） 負荷設備の点検
- （６） その他保安規程による点検

イ 年次点検（年 1 回）

（１） 継電器動作試験

専用試験装置を用いて、下記継電器の動作特性試験及び遮断機との連動動作試験を行う。

・設置台数

不足電圧継電器 1 台
地絡方向継電器 1 台
過電流継電器 9 台
地絡継電器 1 台

（２） 設備機器点検調整

下記静止機器について、外観からの目視・触手点検及び各端子の増し締めを行い、可動部においては動作状況の確認を行う。

・設置台数

真空遮断器 8 台
断路器 1 台
変圧器 6 台
高圧コンデンサー 2 台
避雷器 3 台

高圧真空切替開閉器 1 台

高圧カットアウト 4 組

高圧交流負荷開閉器 2 台

(3) 設置機器、所内の清掃

運転中に触れる事のできない露出充電部等堆積した塵の除去を行う。

(4) 接地抵抗測定

接地抵抗計を用いて A・B・C 種接地抵抗値を測定する。

(5) 高・低圧絶縁測定

高圧部分は主導部と大地間の絶縁抵抗を、低圧部分は導電部と大地間の絶縁抵抗を測定する。

(6) 書類作成

上記各試験・点検・検査等の結果を、電気設備基準等の判定基準を基に判定し、自家用電気設備の安全維持に必要な資料を編集し、官庁等が求める点検結果報告書を作成し委託者に提出する。

4 業務の体制

業務遂行のために、下記の体制を確立すること。

ア 保安規定第 6 条に定める第 3 種電気主任技術者免状を有する者を選任し、保安上の管理を行わせる。

イ 故障の発生があった時は至急、これに対応する。

ウ その他、電気設備の工事の立会など、通常業務以外の対応の要請があった場合は適宜対応する。

5 その他

下記の事項に留意し、業務にあたること

ア 作業日を事前に調整し、作業にあたること。

イ 作業の際に使用した施設・設備は原状回復すること。

ウ 自家用電気設備に関する故障や、異常については、速やかに報告を行うとともに、必要な処置を提示し、指示を求める。

エ 委託者は、自家用電気設備保守点検または工事を行う際は、必要に応じ、立会いを要請できる。

オ 本仕様書 4 項アに規定する者の責任の下、この者の指示により、他の設備に係る保安従事者をして、高圧進相コンデンサの切り替え、照明装置の不点灯処置、負荷開閉器の入切及び非常用発電機の運転の業務等を行わせることができる。

カ 会館の入・退館時は必要な手続きをし、一般来館者の会館利用に支障が無いよ

う配慮すること。

キ 本業務に係る官庁への届出などについて、必要な対応を行うこと。

ク 本仕様書に特に定めのない業務については、協議の上決定する。

6 報告書の提出

点検業務実施の結果について、点検業務報告書にて速やかに報告するものとする。

